

令和2年4月8日

千葉地裁民事部

### 緊急事態宣言発効中の執行官取扱い事件の取扱い

#### 1 動産執行（執イ）事件

原則執行を行わない（新件は期日を入れない、期日が指定されている事件は変更する。）  
ただし、売上金の差押えなど、急を要する事件については執行する（個別判断）。

#### 2 建物明渡し等（執ロ）事件

- (1) 新件については催告期日を指定しない。
- (2) 既指定の催告期日（4月9日から5月6日までの分）は取り消す。
- (3) 既指定の断行期日については変更しない。

ただし、債務者が感染を疑わせる症状を示している場合などは、過酷執行として執行を行わないこともあり得る。

#### 3 保全執行（執ハ）事件

全件執行を行う（民事保全法43条2項）。

#### 4 現況調査事件

調査期日が入っていない事件については行わない  
既に調査期日が入っている事件については、当事者から来場の求めがあったときのみ行う（それ以外は変更する。）。

#### 5 その他、自動車の引渡し執行など期限が定められたものや緊急性の高いもの

## 緊急事態宣言の期間中の事務処理について（破産管財・通常再生）

### 1 新件受理

新件は全て受理し、立件する。

### 2 開始決定

特に緊急性のある事件については、直ちに開始決定（再生は監督命令等）をするが、それ以外の事件は、無理のない範囲で順次開始決定をする。

### 3 許可申請

優先度の高いものから順次処理し、優先度の低いものは処理が遅れる（必要に応じて、申請者にタイムリミットを確認する。）。

### 4 債権者集会、免責審尋期日

4月13日から5月6日までの間の期日は、速やかに当事者等に連絡をとり、期日への出頭をしないよう求めた上で、当事者等全員不出頭のまま実施し、原則として、続行期日を12週間後の同じ曜日の同じ時刻（既に調整済のものを除く。）に指定する。

#### (1) 続行期日の官報公告 → 不要

#### (2) 管財人に対する確認事項

ア 郵便回送嘱託延長の要否

イ 次回期日の日時

### 5 債権者への対応

#### (1) 電話での問い合わせに対する回答

（期日前）「新型コロナ感染防止のために、今回の期日には、破産管財人、破産者、破産者代理人は出席を差し控えていただくことにしました。期日はそのまま続行し、次回は約3か月後となる見込みです。具体的な日時は、後日お問合せください。」

（期日後）「次回期日は、〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分です。」

#### (2) 集会場入口に掲示

当日、次回期日を付記した集会期日一覧表を集会場の入口に掲示する。